



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 166 平成17年度和歌山県防災ヘリコプターの運航管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(消防保安課)
- 167 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(NPO協働推進課)
- 168 生活保護法による指定医療機関の廃止(福祉保健総務課)
- 169 生活保護法による施術機関の指定(")
- 170 介護保険法による指定介護療養型医療施設の辞退(長寿社会推進課)
- 171 救急病院の認定(医務課)
- 172 救急診療所の認定(")
- 173 大規模小売店舗の新設の届出(商工振興課)
- 174 土地改良事業施行協議の適否決定等(農村計画課)
- 175 木材業者等の登録(林業振興課)
- 176 道路の区域変更(道路保全課)
- 177 新道路の供用開始等(")
- 178 道路の区域変更(")
- 179 新道路の供用開始等(")

○ 選挙管理委員会告示

- *11 平成16年和歌山県選挙管理委員会告示第165号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正
- 12 政治団体の設立の届出
- 13 政治団体の届出事項の異動の届出
- 14 資金管理団体の届出事項の異動の届出

○ 公告

- 入札公告(消防保安課)
- 平成17年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量(資源管理課)

告 示

和歌山県告示第166号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成17年度の和歌山県防災ヘリコプターの運航管理業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査

の申請方法を次のように定める。

平成17年2月18日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する業務、数量及び契約期間

(1) 業務の名称

平成17年度和歌山県防災ヘリコプター(ベル式412E P型)の運航管理業務

(2) 数量

一式

(3) 業務の特質等 仕様書及び入札説明書による。

(4) 契約期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(5) 履行場所

業務の履行場所は、次のとおりとする。ただし、運航業務、防災ヘリコプターに搭乗して行う整備点検業務、県の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においてはこの限りではない。

ア 名称 和歌山県防災航空センター

イ 所在地 西牟婁郡白浜町2926番地

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 防災ヘリコプター運航管理業務に関する実績、営業所等、従業員、設備及び資格・許可等の状況調査書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に係る資格審査申請書提出前2年分の納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、カ、ク、ケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用

紙は、平成17年2月18日(金)から平成17年3月2日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して書面により(2)に掲げる日時に行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成17年2月18日(金)から平成17年3月2日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部危機管理局消防保安課
和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2280

F A X 073-422-7652

5 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

6 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(2) 国税及び県税に未納がないものであること。

(3) 航空運送事業(航空法第2条第16項)及び航空機使用事業(航空法第2条第19項)の許可を得ている者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

和歌山県告示第 167 号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年3月25日まで縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成 17 年 1 月 25 日

2 名称

特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所

3 代表者の氏名

臼井義美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町 3353-9 (Big・U内)

5 定款に記載された目的

この法人は、コンピュータネットワーク社会の受益者をコンピュータ犯罪から保護するための事業を行い、コンピュータネットワーク社会の正常な発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第 168 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
西 医 66-44	中尾医院	西牟婁郡串本町串本 1840	平成 17.2.1

和歌山県告示第 169 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
那 柔 39-16	むらた接骨院	那賀郡岩出町森 123	平成 16.12.13

和歌山県告示第 170 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 〔法人にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
3011410093	医療法人久生会	海南市名高 506-4	山本尚夫	医療法人久生会山本病院	海南市名高 506-4	平成 17.3.1

和歌山県告示第 171 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
石本病院	海南市船尾 365 番地	平成 20.1.31
海南市民病院	海南市日方 1272 番地の 3	平成 20.1.31
国保野上厚生総合病院	海草郡野上町小畑 198 番地	平成 20.1.31

和歌山県告示第 172 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
医療法人天竹会竹中整形外科	海南市重根 11 の 1	平成 20.1.31
辻整形外科	海南市築地 1 番地の 50	平成 20.1.31

和歌山県告示第 173 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン岩出中迫店
和歌山県那賀郡岩出町中迫 118-3
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) エバグリーン岩出店
(変更後) エバグリーン岩出中迫店
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 1590 番地
(変更後) 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
- 変更の年月日
3 の (1) は平成 16 年 6 月 24 日
3 の (2) は平成 16 年 12 月 24 日
- 変更する理由
3 の (1) は所在地限定のため。
3 の (2) は本社移転のため。
- 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目 1 番地）
那賀振興局県民行政部地域行政課（和歌山県那賀郡岩出町高塚 209）
岩出町農林経済課（和歌山県那賀郡岩出町西野 209）
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成 17 年 2 月 18 日から平成 17 年 6 月 20 日まで
時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 174 号

那賀町営土地改良事業（中山間地域総合整備事業上名手地区）の施行協議については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条

第 1 項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

製材登録番号	登録年月日	住所 (又は主たる事務所の所在地)	氏名 (又は名称及び代表者氏名)	業務の態様	営業所又は工場の所在地
5005	平成 16 年 11 月 12 日	日高郡美浜町田井 553-3	宮所建材株式会社 代表取締役 宮所啓祐	製材	日高郡美浜町 和田 688
6005	平成 16 年 11 月 19 日	西牟婁郡上富田町岩田 2819-7	岩田木材 稗田多喜男	製材	西牟婁郡上富田町 岩田 2819-7

平成 17 年 2 月 19 日から平成 17 年 3 月 10 日まで

3 縦覧場所

那賀町役場揭示場

和歌山県告示第 175 号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和 45 年和歌山県条例第 14 号)第 5 条第 3 項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第 176 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 引尾下津線

区	間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
			メートル	メートル		
海草郡下津町大字市坪 1353 番 5 地先から同町大字市坪 1354 番 5 地先まで	旧	}	4.80	27.70		
			7.90			
同上	新	}	4.80	27.70		
			7.90			
同上	新	}	4.80	27.70		
			8.80			

和歌山県告示第 178 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 白浜温泉線

区	間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
			メートル	メートル		
西牟婁郡白浜町字籠目 1710 番 1 地先から同町字籠目 1688 番 4 地先まで	旧	}	9.50	52.42		
			9.50			
同上	新	}	9.50	52.42		
			24.76			

和歌山県告示第 177 号

平成 17 年和歌山県告示第 176 号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成 17 年 2 月 18 日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第 179 号

平成 17 年和歌山県告示第 178 号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成 17 年 2 月 18 日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 11 号

平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 165 号 (地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等) の一部を次のとおり改正する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三
第 1 項中「17,350 人」を「17,349 人」に、第 2 項中「211,243

人」を「211,242 人」に、第 3 項中「有田郡選挙区 14,100 人」を「有田郡選挙区 14,098 人」に改める。

和歌山県選挙管理委員会告示第 12 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 6 条第 1 項の規定により設立の届出があった政治団体は、次のとおりである。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
大森道夫後援会	大森道夫	井上孝志	那賀郡桃山町元 761 の 2	平成 17.1.4	政治団体	
西芳男後援会	谷峯正美	谷崎通世	田辺市新庄町 96-11	平成 17.1.11	政治団体	
浦勝後援会	殿井貞男	浦光宏	有田郡金屋町金屋 110-1	平成 17.1.14	政治団体	
山崎博司後援会	神山博	笹本教導	有田郡金屋町大字下六川 161	平成 17.1.18	政治団体	
松原しげき後援会	松原繁樹	松原清二	西牟婁郡串本町串本 1860 番地	平成 17.1.19	政治団体	
まなご充敏田辺後援会	廣瀬宗一	竹中博信	田辺市稲成町西皆代 185	平成 17.1.20	政治団体	
竹本和泰後援会	田代武治	松浦敏弘	有田郡金屋町大字瀬井 642	平成 17.1.25	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第 13 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 7 条第 1 項の規定により政治団体の届出事項の異動の届出があったも

のは、次のとおりである。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
西井邦行後援会	代表者	前田理	小澤利夫	平成 17.1.13	政治団体	
	会計責任者	植村孝志	竹中正記			
西本長弘後援会	名称	西本長弘後援会	西本長弘・躍進の会	平成 17.1.13	政治団体	
白友会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田 2399-192	西牟婁郡白浜町 890-50	平成 17.1.18	政治団体	
木村浩明励ます会	代表者	根木宣安	熊ノ郷郁磨	平成 17.1.19	政治団体	
こうき会 (田中孝季後援会)	主たる事務所の所在地	和歌山市加納 239-19	和歌山市新在家 144-1	平成 17.1.19	政治団体	
まなご充敏中辺路後援会	名称	まなご充敏中辺路後援会	真砂充敏後援会	平成 17.1.24	政治団体	
	代表者	竹中睦雄	中谷弘			

新家弘後援会	代表者	中屋政美	金澤完治	平成 17.1.25	政治団体	
--------	-----	------	------	------------	------	--

和歌山県選挙管理委員会告示第 14 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとお

り公表する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村亮三

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
西本長弘	金屋町長	長城会	公職の種類	金屋町長	和歌山県議会議員	平成 17.1.13
岡谷裕計	白浜町議会議員	白友会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田 2399-192	西牟婁郡白浜町 890-50	平成 17.1.18

公 告

入 札 公 告

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成 17 年度消第 1 号

(2) 調達役務の名称及び数量

ア 名称 平成 17 年度和歌山県防災ヘリコプター（ベル式 412E P 型）の運航管理業務

イ 数量 一式

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 契約期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

業務の履行場所は、次のとおりとする。ただし、運航業務、防災ヘリコプターに搭乗して行う整備点検業務、県の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においてはこの限りではない。

ア 名称 和歌山県防災航空センター

イ 所在地 西牟婁郡白浜町 2926 番地

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成 16 年度和歌山県告示第 166 号に規定する和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務の一般競争入札参

加資格を有する者であること。

イ 航空運送事業（航空法第 2 条第 16 項）及び航空機使用事業（航空法第 2 条第 19 項）の許可を得ている者で、同型機（ベル 412 型）を自己所有している者であること。

ウ ベル 412 型ヘリコプターの認定整備事業所を保有している者であること。

エ 仕様書に定める操縦士等の有資格者を運航要員とすることができる者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県総務部危機管理局消防保安課

(2) 期間

平成 17 年 2 月 18 日（金）から平成 17 年 3 月 2 日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 条）第 1 条に定める県の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁北別館 4 階 D 会議室

(2) 日時

平成 17 年 2 月 23 日（水）午前 10 時 30 分から

5 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所 3 の (1) に同じ。

イ 期間 3 の (2) に同じ。

(2) (1) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して平成 17 年 3 月 2 日（水）午後 5 時までに書面により行うものとする。回答は平成 17 年 3 月 9 日（水）までに、軽微な質疑

内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

6 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所 3の(1)に同じ。

イ 期間 3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県総務部危機管理局消防保安課に対して平成17年3月2日(水)午後5時までに書面により行うものとする。回答は平成17年3月9日(水)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は入札説明書に優先する。

7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館4階D会議室

イ 入札日時

平成17年3月25日(金)午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に該当する金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は、納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28条。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局消防保安課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結における議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称
和歌山県総務部危機管理局消防保安課

イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2280
F A X 073-422-7652

(2)この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3)この入札は、平成17年2月和歌山県議会において、平成17年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

公 告

平成 17 年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量は、次のとおりです。

平成 17 年 2 月 18 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

漁 業 権 者	漁 業 権 番 号	漁 業 権 の 内 容	増 殖 方 法	増 殖 目 標 量 (以 上)
熊野川漁業協同組合 外 5 組 合	和内共第 1 号	あゆ	種苗放流	1,100,000 尾
		あまご	種苗放流	20,000 尾
		うなぎ	種苗放流	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第 2 号	あゆ	種苗放流	600,000 尾
		こい	種苗放流	20,000 尾
		もくずがに	種苗放流	10,000 尾
貴志川漁業協同組合	和内共第 3 号	あゆ	種苗放流	170,000 尾
玉川漁業協同組合	和内共第 4 号	あゆ	種苗放流	240,000 尾
		あまご	種苗放流	60,000 尾
橋本市根古川 漁業協同組合	和内共第 5 号	あまご	種苗放流	10,000 尾
		にじます	種苗放流	150,000 尾
有田川漁業協同組合	和内共第 6 号	あゆ	種苗放流	1,140,000 尾
		こい	種苗放流	30,000 尾
		もくずがに	種苗放流	15,000 尾
日高川漁業協同組合	和内共第 13 号	あゆ	種苗放流	2,000,000 尾
		こい	種苗放流	20,000 尾
		もくずがに	種苗放流	15,000 尾
	和内共第 14 号	うなぎ	種苗放流	3 kg
和内共第 15 号	あまご	種苗放流	180,000 尾	
切目川漁業協同組合	和内共第 16 号	あゆ	種苗放流	20,000 尾
南部川漁業協同組合	和内共第 17 号	あゆ	種苗放流	10,000 尾
		もくずがに	種苗放流	10,000 尾
富田川漁業協同組合	和内共第 18 号	あゆ	種苗放流	200,000 尾
		もくずがに	種苗放流	12,000 尾
日置川漁業協同組合	和内共第 19 号	あまご	種苗放流	50,000 尾
		あゆ	種苗放流	550,000 尾
		あまご	種苗放流	50,000 尾
古座川漁業協同組合	和内共第 20 号	うなぎ	種苗放流	100 kg
		あゆ	種苗放流	730,000 尾
		あまご	種苗放流	30,000 尾
七川漁業協同組合	和内共第 26 号	あゆ	種苗放流	120,000 尾
		あまご	種苗放流	10,000 尾
		うなぎ	種苗放流	10 kg
七川漁業協同組合	和内共第 27、28 号	あゆ	種苗放流	120,000 尾
		あまご	種苗放流	10,000 尾
七川漁業協同組合	和内共第 29 号	あゆ	種苗放流	120,000 尾
		あまご	種苗放流	10,000 尾
		うなぎ	種苗放流	10 kg

太田川漁業協同組合	和内共第 33 号	あゆ	種苗放流	80,000 尾
熊野川漁業協同組合	和内共第 34、35、36 号	あゆ	種苗放流	760,000 尾
		あまご	種苗放流	20,000 尾
		うなぎ	種苗放流	40 kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第 37 号	あまご	種苗放流	10,000 尾
貴志川漁業協同組合	和内共第 38 号	あまご	種苗放流	20,000 尾
<p>(種苗放流基準)</p> <p>あゆ 平均体重 3g 以上</p> <p>こい 平均体重 5g 以上</p> <p>あまご 平均体重 3g 以上</p> <p>うなぎ 平均体重 1g 以上</p> <p>にじます 平均体重 3g 以上</p> <p>もくずがに 平均甲幅 5mm 以上</p>				